

# 業務指示書

## ニカラグア国マドリス県及びヌエバ・セゴビア県教育施設整備計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年3月12日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年3月17日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：学校施設建設に係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/建築計画/建築設計1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：学校施設建設に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域（ニカラグア及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 建築設計2/設備計画】

- 1) 類似業務の経験：学校施設建設に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域（ニカラグア 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年3月24日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 4 (各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
「第3 業務の目的・内容に関する事項 5. 現地再委託」における以下の現地再委託業務  
ア. 地形測量 イ. 地質調査 ウ. 地盤調査
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(NIO1 = 4.134 円 , US\$1 = 102.46

円 , EUR1 = 139.47

円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、  
当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/建築計画/建築設計1  
建築設計2/設備計画

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.13 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年4月4日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 要請の背景・経緯

ニカラグアは内戦終結から22年を経過し、近年の着実な経済成長により1人当たりGNIは1,650ドル(2012年世銀)となったが、経済発展に不可欠な社会資本はいまだ不十分であり、依然として中南米・カリブ地域においてハイチに次ぐ貧困国である。

教育分野に関しては、初等教育(6年間)における純就学率が91.8%(2009年ニカラグア教育省、以下同じ)と比較的高い数字であるが、中等教育(前期3年間+後期2年間)では44.7%と大幅に低くなっており、高い留年率や退学率が人的資源開発の大きな阻害要因となっている。これに対してニカラグア政府は「教育戦略計画(2011-2015年)」において基礎教育(就学前教育3年間、初等教育及び中等教育(このうち義務教育は就学前教育1年間、初等教育及び前期中等教育の10年間))の質の改善と合わせて、学校インフラ基盤の修復・拡充を優先課題の一つに掲げている。また教育サービスに関し都市と農村部の地域間格差が拡大する傾向にあり、農村部における教室不足及び改築・補修を要する教育施設の割合の多さが教育のアクセス向上の阻害要因の一つとして挙げられている。特にニカラグア北部に位置するマドリス県及びヌエバ・セゴビア県においては、教室不足及び既存教育施設の老朽化が顕著であり、初等教育における純就学率がそれぞれ87.9%、88.7%、中等教育における純就学率が35.8%、31.5%と全国平均より低く、教育インフラの整備が求められている。

このような背景の下、ニカラグア政府は、マドリス県及びヌエバ・セゴビア県における基礎教育(就学前教育、初等教育及び中等教育)での教室の整備及び建設について、我が国の無償資金協力を要請した。本調査は、要請内容の必要性及び妥当性に加え、要請サイトにおける自然災害による被害の可能性について確認し、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

### 2. プロジェクト概要

#### (1) 上位目標

基礎教育へのアクセス及び学習環境が改善される

#### (2) プロジェクト目標

対象2県において、基礎教育へのアクセス及び学習環境が改善される

#### (3) 期待される成果

対象2県において、基礎教育の教室が整備・拡充される

#### (4) プロジェクトの成果指標

1) 成果指標(数値): 良好な環境で学べる生徒数、1教室当たりの生徒数等。

2) その他成果指標 : 本調査にて検討する。

#### (5) 我が国への要請概要

103教室の建替え、45教室の増築、校長室・教員室及び補助ユニットの整備(37件)、110トイレの設置、生徒用机・椅子、教員用机・椅子、教育教材セット等の供与

#### (6) 対象地域(サイト):

マドリス県4市、ヌエバ・セゴビア県5市の計50校。詳細は配付資料の通り。

(7) 関係官庁・機関

主管官庁：教育省 (Ministerio de Educacion)

実施機関：学校インフラ基盤局

(Direccion General de Infraestructura Escolar)

(8) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

ア 我が国の協力実績

無償資金協力：

「マナグア県基礎教育施設整備計画」(2003)

「リバス県、ポアコ県及びチョンターレス県基礎教育施設建設計画」(2005)

「北部地域教育施設改修及び機材整備計画」(2008)

技術協力プロジェクト：

「算数指導力向上プロジェクト」(2006-2011)

「算数指導力向上プロジェクトフェーズ2」(2012-2015)

課題別研修

学校運営改善及び算数指導力向上を中心に、課題別研修員23名を受入(2006年以降)

イ 他ドナー等の援助活動

・世界銀行：「教育セクター支援プロジェクトフェーズ2 (PASEN II)」(2012-2016)

・EU：「教育セクター支援プロジェクト (PROSEN)」(2012-2017)

### 3. 業務の目的

プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、我が国無償資金協力の位置付け、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容および事業計画、運営・維持管理等の留意事項等を提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本調査は、ニカラグアから要請のあった「マドリス県及びヌエバ・セゴビア県教育施設整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がニカラグア側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査全体の方針

本計画では、コミュニティ開発支援無償資金協力(以下、コミ開無償という)の活用を想定していることから、本調査では現地仕様・設計に基づき、必要と思われる改善を加えた上で、無償資金協力を実施するために必要な概略設計調査を行う。ただし、要請サイトにかかる調査結果によっては、一般プロジェクト無償資金協力による実施の可能性もあるところ、コミ開無償として実施することの妥当性についても本調査において確認する。

なお本調査では、本計画をコミ開無償により実施する場合であっても、従来のコミ開調査とは異なり入札図書作成参考資料の作成は行わない。入札図書作成のための詳細設計業務は、コミ開無償本体事業において実施することを想定している。

## (2) コミ開無償制度における実施体制・施工監理体制

本計画をコミ開無償により実施する場合、調達代理機関方式による実施が前提となり、その場合、施設の建設については、被援助国の業者による一般競争入札が原則となる。なお、防災施設設計を含む技術的な理由等によりニカラグアの業者のみで実施することが困難な場合には、その周辺国の業者を含める、もしくは一般プロジェクト無償により実施することも検討する。

また、ニカラグアでは洪水・土砂災害及び地域によっては地震による被害を受けてきたことから、本調査では現地業者の能力を慎重に分析し、必要と判断される場合は、コンサルタントによる現地業者の施工管理支援の実施も含め、円滑な事業実施、施工品質の確保に必要な対策を提案し、施工計画/調達計画等へ反映する。

施工監理体制については、調達代理機関に対し、本調査の設計・積算・施工に係る考え方を説明し、データの詳細を提供し、経済的にも技術的にも適切な体制を提案することとする。

また、ニカラグアにおける入札制度の一般事情（一般的な入札方法、入札図書、契約条件書、入札事前審査の方法等）については十分調査した上で、現地での調達手続きに際し、弁護士及び調達アドバイザー（現地でそのような制度がある場合に限る）からの支援の必要性の有無を検討する。特にニカラグアでは直近のコミ開無償の実績が2008年であることから、現地施工業者等の調達事情については最新の情報収集を行う。

## (3) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査 I、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査 II の計2回の渡航を予定している。それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

## (4) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、我が国側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1) 現地調査I帰国後：現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ報告する。また、設計・積算方針会議にて、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 現地調査II派遣前：計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

## (5) 設計・積算に係る参照マニュアル

本業務において設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（補完編を含む）を参照する。同マニュアルは、設計、積算を行う上で留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必

要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。また、最終成果品の一部である概略事業費積算内訳書は、上記マニュアルに加えて「コミュニティ開発支援無償資金協力案件に係る積算マニュアル[学校建設編]（試行版）」（2009年3月版）に基づき作成する。

#### （6）対象候補サイト選定に係る実施方針

「2 プロジェクト概要（6）対象地域（サイト）」に記載された50校について現地踏査を実施する。

現地調査で協力対象校、施設コンポーネントの優先順位付けを行う基準、協力規模についてニカラグア政府と合意した上で、全サイトを踏査し、ニカラグア側政策、就学需要、アクセスや自然災害の可能性等を含むサイト条件、事業規模、現地業者の施工能力を確認し、教育省学校インフラ基盤局と協議のうえで計画対象サイトを選定する。特に、施工監理拠点からの距離、本案件に防災の観点を含める点についてニカラグア政府と十分に協議を行い、先方に意向も踏まえたうえでサイト選定の方針及び重点を整理する。

#### （7）計画コンポーネントの優先順位の確認

コミ開無償では計画および実施段階において、日本政府の予算事情、あるいはE/N後の積算・入札結果により計画コンポーネントの一部が実施できない可能性もあるため、対象校および各コンポーネントの優先順位について、ニカラグア政府と十分協議を行った上で確認を行う。

#### （8）自然災害による被害の可能性の検討

ニカラグアは、洪水・土砂災害及び地域によっては地震による被害を受けてきたことから、計画サイトが自然災害による被害の可能性を調査する。ニカラグア政府との協議においては、他の条件とともに自然災害による被害の可能性もサイト選定の検討材料の一つとする。あわせて、自然災害による被害の可能性を踏まえて、ハザードマップ策定等のソフトコンポーネントの必要性の有無を検討する。

#### （9）調達代理機関への情報提供

コミ開無償により実施される場合、実施段階では調達代理機関方式が活用されるため、実施段階における調達代理機関と、調達代理機関が備上するコンサルタント等との間の業務・責任の分担等について協議するとともに、調達代理機関に対し、本調査の設計・積算・施工に係る考え方を説明し、必要に応じてデータの詳細を提供する。

#### （10）報告書・提出物等の作成方針

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」（2012年11月改訂版）（以下、「無償報告書ガイドライン」と記載する。）に従う。

## 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

#### （1）インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料（基礎教育に係る開発計画・統計資料・既存文献、自然災害の履歴等）の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・

方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

## (2) インセプション・レポートの説明・協議

総括、計画管理団員に協力し、インセプション・レポート（我が国無償資金協力制度[特にコミ開無償]、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、留意事項、双方の役割分担等）を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

特にニカラグアでは直近のコミ開無償の実績が2008年であることから、コミ開無償の制度について先方関係機関の理解を十分促すよう留意する。

## (3) プロジェクトの背景、目的、経緯の確認

### 1) 要請内容の確認

ア 先方との協議を通じて、本計画の政策的な背景・目的を明確にするとともに、要請された内容、ニカラグア側実施体制（組織・予算等）、要請されている対象校・各コンポーネントの優先順位を確認する。

### 2) 教育・社会事情調査

ア 国家開発計画、教育政策、教育セクター開発計画等、上位計画における本計画の位置づけを確認する。

イ 本計画の実施妥当性を検証するために必要となる教育セクターの基本統計、データ、資料等を収集する。

ウ 本計画の施工時期を検討するため、ニカラグアにおけるスクールイヤーを確認する。

エ 対象2県における基礎教育施設建設・改修の進捗状況と今後の整備計画、要請対象地域の社会環境を調査し、要請地域・要請校の位置付けを確認する。

オ 1教室あたり適正生徒数等の基準や通学圏を踏まえた学校設置基準、教育施設整備基準等を確認する。

カ 対象地域における現状の生徒数、及び将来の予測を確認し、必要教室数等を検討する。

キ 対象校における教員配置状況及び教員資格等の有無を確認する。

ク ニカラグア教育省及び対象2県教育事務所の教員採用・配置計画を確認する。

ケ 代表的な基礎教育施設における年間の学校運営予算（学費、政府補助金等）に関し、予算計画及びその執行管理状況を確認し、施設の維持管理に関する実態を確認する。

コ ニカラグア政府として自然災害による被害の可能性の調査状況及び防災計画、特に学校等公的施設の位置づけ（例えば災害時において避難所として活用することを想定している等）を確認する。

サ 他ドナーによる基礎教育施設整備の計画、実施状況（実施体制、設計・仕様、建設費等）を把握し、計画の参考とする。

シ 世界銀行やEUをはじめとする他ドナーによる基礎教育施設整備計画に関しては、計画対象校、協力内容等を確認し、本計画との重複がないこと、及びこれらドナーによる協力の教育計画上の整合性を確認する。

## (4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関である教育省学校インフラ基盤局について、その組織・人員体制、財政・予算、学校運営管理体制等の実施体制を確認する。

(5) サイト状況（自然条件等含む）調査

1) 全サイトの踏査（現地調査Ⅰ）

- ア 教育省学校インフラ基盤局と協議の上選定した全ての候補サイト（最大 50 サイト）の踏査を行い、サイトの形状（敷地の広さ・形状、傾斜、くい打ちの必要性、特殊土壌の有無、既存建造物の有無・配置状況、教室過密状況、自然条件等）、アクセス、土地の確保状況、土地の所有権、水道・電気等の引き込み状況等の調査を行い、優先順位づけを行う。
- イ 自然災害による影響の可能性については、災害脆弱性について簡易な評価を行うこととする。具体的には、地形調査、災害履歴、既存の航空写真、現地での聞き取り、赤十字や国連機関等からの情報収集等を通じ、サイトの相対的な災害脆弱性の評価を行うことを想定している。
- ウ 本調査にて行う設計、施工計画、積算について、必要な精度を確保するため、建設予定地における気象、地質、地盤等に係る基本的情報を収集するとともに、以下に示す自然条件調査（別紙 1）を行う。特に、対象地域では、先行案件において膨張土の影響による事業実施の遅延が生じたことから、本計画においては、調査段階で土壌調査を行い、施工時の土壌の入れ替えの必要性等を検討する。自然条件調査については、現地再委託にて実施することを認める。

- ①地質調査
- ②地形測量
- ③地盤調査

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

(6) 現地施工業者、現地コンサルタント、調達事情に係る調査

以下の点について調査する。なお特に以下 2) 3) 5) 6) については、ニカラグアでは直近のコミ開無償の実績が 2008 年であり、洪水・土砂災害への対応及び地域によっては対応が必要になることを十分考慮して、調査する。

- 1) コミ開無償の活用を想定した本計画の免税確保の可能性、免税方法、免税対象となる団体及び税の種類、具体的手続き等に関する情報を収集する。
- 2) ニカラグアにおける建設業者事情（技術力、施工能力、技術者数、施工実績、資金力、建設機械保有状況、建設費など）を確認する。
- 3) ニカラグアにおける現地コンサルタント事情（会社数、業務内容、要員、技術力、資金力、費用など）を確認する。
- 4) 資機材・労務等の調達、資機材輸送ルート等調達事情を確認する。
- 5) 同国における入札・契約制度の一般事情（資格登録制度、入札事前資格審査の方法、入札方法、入札図書、契約条件書等）について調査し、留意事項を取りまとめる（特に、ニカラグア施工業者に限定した一般競争入札の可能性については必ず確認する）。また、コミ開無償による現地での調達手続きに際し、弁護士及び調達アドバイザー（現地でアドバイザー制度がある場合に限る）からの支援の必要性の有無を検討し、必要と判断された場合には、契約にあたっての支援業務内容、発注仕様書等の検討を行い、契約上の留意事項をとりまとめる。
- 6) 特に、現地建設業者及び現地コンサルタントの技術レベル・施工管理（監理）能力等から、一般的な監理体制では円滑な事業実施、施工品質の確保等が懸念される場合には、実施可能な改善点・対策（例えば品質管理表雛形、施工参考図の作

成等)を提案し、下記(9)4)施工計画/調達計画等へ反映する。その他関連資料の収集及び本計画を検討する上で調達計画に留意すべき事項を把握する。

#### (7) ソフトコンポーネント計画

ニカラグア政府と協議の上、本計画における実施に係る運営面での支援(ソフトコンポーネント)の必要性の有無を検討し、必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画を作成する。特に、計画サイトによってはハザードマップ等の地域の危険性を明らかにすること及び避難経路の確保・住民への啓発を行う必要がある可能性も考えられることから、この点を留意したソフトコンポーネントの必要性有無の検討が求められる。

#### (8) サブスキーム選定の検討

上記(3)～(7)を踏まえ、本プロジェクトにコミ開無償の制度を利用することの妥当性・可能性について確認し、実施に必要となる留意点(実施体制等)につき整理する。調査結果に基づきコミ開無償による実施が困難と判断される場合は、一般プロジェクト無償による実施に必要となる留意点(実施体制等)につき整理する。

#### (9) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計)を行う。現地調査I帰国後30日以内を目処に設計・積算方針の要約をとりまとめ、設計・積算方針会議において説明を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参照して設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### 1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応(設計)方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

##### 2) 基本計画(施設・機材の基本的仕様)

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

##### ア 施設計画

施設計画は、ニカラグア施設基準(自然災害に対する基準を含む)、既存基礎教育施設の活用状況、カリキュラム、敷地(アクセス、既存インフラ)等の諸条件を踏まえ、要請コンポーネントを検討し、適切な施設計画を作成する。特に、要請のあったコンポーネントのうち、トイレ等の付帯設備、教育家具等については、ニカラグア国内の他の基礎教育施設の現状等を確認するなどして、その整備の必要性を確認する。

##### イ 設備計画

設備計画については、ニカラグア整備基準、既存基礎教育施設での整備状況等を確認し、経済的かつ効率的な計画を作成する。

#### 3) 概略設計図

#### 4) 施工・調達計画

サイト地までのアクセス状況、役務・資材等の調達事情、自然状況の影響、施工・労務関連法規等を勘案し、適切な施工体制、監理体制、工程計画(工法、工期、入札ロット分け)、品質管理計画(資材毎の品質確保のための確認方法等)を作成する。

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分(ニカラグア負担工事との区分)
- ・ 施工監理計画

- ・品質管理計画
- ・資機材等調達計画
- ・実施工程

#### 5) ソフトコンポーネント計画

先方と協議の上、本計画における実施にかかる運営面での支援（ソフトコンポーネント）の必要性の有無を検討し、必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画を作成する。

#### (10) 過去の調達代理方式案件に関する教訓等の情報収集

同一地域または同一国、類似分野で先行する調達代理方式案件がある場合は、先行案件の実施上の課題や教訓について、担当した調達代理機関からのヒアリングを行う。特に工期設定、現地施工業者・調達業者に関する情報、現地入札制度等について十分な情報を得ること。

#### (11) 相手国側負担事業の概要

公租公課の免税手続き、用地確保、既存校舎の撤去、選定サイトの整地、電気・水道・電話線の引き込み、輸入資機材の通関、必要な予算措置等について調査し、必要に応じプロジェクト準備段階でニカラグア政府が着手すべき事項等をニカラグア政府に提言する。

なお、免税（税負担）措置に関する具体的な手続きについては、教育省学校インフラ基盤局に改めて確認を行うこととする。

#### (12) プロジェクトの運営・維持管理計画

基礎教育施設の運営・維持管理計画を整理し、その実現可能性について十分検討する。

#### (13) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、並びにプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### 1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、「コミュニティ開発支援無償資金協力案件に係る積算ガイドライン（学校建設編）（試行版）」（2012年12月版）に基づき積算を行う。

##### 2) 概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償報告書ガイドライン」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

##### 3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア 実施時期

イ 事業費（総事業費及び内訳）

ウ 概略の仕様

エ 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

オ 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保証の有無等）等）

カ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）



#### 4) 詳細設計

本件はコミ開無償本体事業において詳細設計業務を行うことから、設計監理費に詳細設計業務にかかる費用を計上する。

#### (14) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

#### (15) プロジェクトの評価

本プロジェクトの成果を定量的かつ的確に評価可能な指標を検討・設定し、同指標設定に必要なデータの収集等を行う。

プロジェクトの評価については、妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトの実施前と実施後の教育協力に関する効果が測定できるよう、評価指標の収集を徹底する。評価指標の設定にあたっては、「基礎教育協力の評価ハンドブック」(当機構図書館データベースからダウンロード可)を参照のこと。

#### (16) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取りまとめ、その内容について当機構と協議する。

#### (17) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)を相手国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

#### (18) 準備調査報告書等の作成

相手国政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集

なお、1)概略事業費(無償)積算内訳書および2)概要資料については、(9)プロジェクト内容の計画策定の時期から、当機構と事前打合せを行いながら作成することとする。

#### (19) 調達代理機関に対する説明及びデータの提供

本計画の調達代理機関に対して、本調査の設計・積算・施工に係る考え方を説明すると共に、必要に応じて詳細データ等を提供する。

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、5)から

8) を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、ニカラグア実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- 1) 業務計画書 : 和文 3 部
- 2) インセプション・レポート : 英文 1 部  
: 西文 1 部
- 3) 現地調査結果概要 : 和文 1 部
- 4) 準備調査報告書 (案) : 英文 1 部  
: 西文 1 部  
: 和文 1 部
- 5) 概略事業費積算内訳書 (コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む)  
: 和文 2 部
- 6) 準備調査概要資料 : 和文 1 部及び CD-R 1 枚  
(※完成予想図を含む。)
- 7) 準備調査報告書 : 和文 (製本版) 8 部及び CD-R 1 枚  
(※完成予想図を含む。) : 英文 (製本版) 15 部及び CD-R 2 枚  
: 和文 (簡易製本版) 2 部及び CD-R 1 枚
- 8) デジタル画像集 : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)

注 1) 1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条 (改訂版) に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) 5) については「コミュニティ開発支援無償資金協力案件に係る積算ガイドライン (学校建設編) (試行版)」を、その他 2) ~ 4)、6) ~ 8) については無償報告書ガイドラインを参照することとする。

注 3) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない形で準備調査報告書 (和文: 簡易製本版) を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査実施スケジュール

2014年5月上旬より国内事前準備を開始し、2014年5月下旬より現地調査Iを行う。帰国後に国内解析Iを実施し、2014年11月中旬までに概略事業費積算を行い、2014年11月下旬から準備調査報告書(案)説明、2014年12月中旬までに概要資料を提出し、2015年2月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

	平成25年								平成26年		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国内作業（事前準備）	<input type="checkbox"/>										
現地調査I		■	■								
国内解析I				□							
現地調査II							■				
協力準備調査概要資料提出								▲			
報告書提出										▲	

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 調査期間：

全体： 約 16.5M/M

(2) 業務従事者の構成

- 1) 分野構成：
  - (a) 業務主任/建築計画/建築設計1 (2号)
  - (b) 建築設計2/設備計画 (3号)
  - (c) 河川調査/洪水対策1
  - (d) 河川調査/洪水対策2
  - (e) 土砂災害対策1
  - (f) 土砂災害対策2
  - (g) 震災対策
  - (h) 施工計画/調達事情/積算
  - (i) 教育計画

2) 現地調査I：(a)～(i)

3) 現地調査II：(a)及び(b)

本業務従事者は西語能力を有することが望ましい。

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3) 通訳

現地で日本語-スペイン語もしくは英語-スペイン語の通訳傭上をする場合には、その必要経費は一般業務費（積み上げ方式）に含めることとする。

### 3. 配布資料

- ・ 無償資金協力要請書
- ・ 調査対象校リスト
- ・ 土砂災害危険度マップ（ニカラグア国土地院作成）
- ・ 新構造設計基準（2007年）

### 4. 当機構等からの参加団員の構成と現地調査行程(案)

#### (1) 現地調査 I

- 1) 団員構成：(a) 総括（JICA）  
(b) 計画管理（JICA）

2) 調査行程：約12日間

3) 調査目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、討議議事録（ミニッツ）を取りまとめる。

#### (2) 現地調査 II

- 1) 団員構成：(a) 総括（JICA）  
(b) 計画管理（JICA）

2) 調査行程：約9日間

3) 調査目的：

準備調査報告書(案)について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる。

### 5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することができる。

- ア. 地形測量
- イ. 地質調査
- ウ. 地盤調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定および契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、これらの調査に要する経費については別見積とする。

### 6. その他の留意事項

- (1) 入札業務・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画につき明確に記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。
- (2) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国コミ開無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントに現地コンサルタントを活用して施工監理を実施させることを想定している。

(3) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括の滞在期間中、原則として総括の調査に同行するが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(4) 直接人件費月額単価

- ・直接人件費月額単価については、平成26年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html>

以 上

マドリス県及びヌエバ・セゴビア県教育施設整備計画準備調査に係る  
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、ニカラグア政府要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目（例）

(1) 地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

(2) 地質調査

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

内容：ボーリング（1サイトにつき3本程度を想定）

(3) 地盤調査

目的：施設の建設の際に必要な地盤の性質を把握する。

内容：サウンディング試験、平板載荷試験等

3. 対象サイト：全対象サイトを調査対象とすることを前提として計画する。

以上

プロポーザル評価表  
ニカラグア国マドリス県及びヌエバ・セゴビア県教育施設整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/建築計画/建築設計1	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 建築設計2/設備計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	